

7 自動車交通騒音の状況

1 目的

騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき、自動車騒音の状況を常時監視するため、測定を実施しました。同法第 19 条第 2 項の規定に基づき、測定結果を公表します。

2 測定期間 : 平成 28 年 5 月～11 月

3 測定路線等

評価の対象とした全 33 路線 79 区間（区間延長 345.0km）の国道・県道のうち、7 路線 8 区間（区間延長 41.4km；全体の約 12.0%）を選定し、各区間の騒音レベルについて、測定及び面的評価を実施しました。

※ 「区間」とは、常時監視の対象となる道路を、自動車騒音の影響が概ね一定とみなせる範囲に分割したものをいい、本市においては、平成 22 年度道路交通センサス調査における調査区間と同一となっています。

※ 「面的評価」とは、道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する 1 地点で等価騒音レベルの測定を行い、その結果を用いて評価区間内の道路端から 50m 範囲内にあるすべての住居等について等価騒音レベルを推計することにより、環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法です。

4 測定結果の概要

環境基準の達成状況を面的評価した区間及び結果は、表－1 に示すとおりです。7 路線 8 区間における評価対象住居全 2,273 戸のうち、2,239 戸（98.5%）で昼夜間ともに環境基準を達成しました。

表-1 測定結果（面的評価結果）

No.	路線	評価区間	評価 住居 戸数	環境基準の達成率 (括弧内は基準を下回った戸数)		
				全体	昼間	夜間
1	常磐自動車道	四倉町中島字大猿田 ～久之浜町末続上長沢	7戸	100% (7戸)	100% (7戸)	100% (7戸)
2	一般国道6号	内郷綴町榎下 ～内郷御台境町新町前	616戸	100% (616戸)	100% (616戸)	100% (616戸)
3	一般国道6号	平鎌田字寿金沢 ～ 平下神谷字天神	279戸	90.3% (252戸)	90.7% (253戸)	90.3% (252戸)
4	一般国道49号	常磐上矢田町沼平 ～ 内郷御厩町番匠地	14戸	100% (14戸)	100% (14戸)	100% (14戸)
5	小名浜平線	小名浜岡小名字御代坂 ～鹿島町下矢田字曲田	138戸	100% (138戸)	100% (138戸)	100% (138戸)
6	小野四倉線	四倉町戸田字水押 ～ 四倉町字西四丁目	276戸	100% (276戸)	100% (276戸)	100% (276戸)
7	江名常磐線	鹿島町走熊字西反町 ～ 常磐関船町字大平	59戸	88.1% (52戸)	100% (59戸)	88.1% (52戸)
8	小名浜小野線	内郷綴町一ノ坪 ～好間町大利字大利前	884戸	100% (884戸)	100% (884戸)	100% (884戸)
合計7路線		8区間	2,273戸	98.5% (2,239戸)	98.9% (2,247戸)	98.5% (2,239戸)

- (注)1 環境基準の達成率は、道路端から50mの範囲内にある全住居等のうち、環境基準を下回った住居等の割合を示しています。
- 2 昼間とは午前6時～午後10時、夜間とは午後10時～翌日の午前6時の時間帯を示します。
- 3 環境基準については、都市計画法の用途地域に応じて設定されていることから、区間内に複数の用途地域が存在する場合は、それぞれの基準値を適用し、評価しています。

【騒音に係る環境基準(道路に面する地域)】

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~翌6:00)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

※ 環境基準の地域の種類の区分(平成24年いわき市告示第225号)

A 類型：第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域

B 類型：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域

C 類型：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考：幹線交通を担う道路(注1)に近接する空間(注2)については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(注1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路

(注2) 道路端から2車線は15m、3車線以上は20mの範囲

基準値	
昼間(6:00~22:00)	夜間(22:00~翌6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

【自動車騒音の要請限度】

区域の区分	時間の区分		
	昼間	夜間	
	(6:00~22:00)	(22:00~翌6:00)	
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル以下	55 デシベル以下	
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下	
b地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びc区域のうち車線を有する道路に面する地域	75 デシベル以下	70 デシベル以下	
幹線交通を担う道路に 近接する区域の特例	上記の区域のうち、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15mまでの範囲	75 デシベル以下	70 デシベル以下
	上記の区域のうち、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲		

※自動車騒音の限度に係る区域の区分(平成24年いわき市告示第226号)

a 区域：第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域

b 区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域